

一般財団法人日本カイロプラクティック登録機構 会費等に関する規則

本規則は、会員規程の第4条に基づき、会員の会費等に関する規則を次のとおり定める。

(一般会員の会費)

第1条

一般会員（第1種及び第2種 JCR 認定登録カイロプラクター）の会費は、登録料および更新料から構成される。

2 一般会員が初年度に納付する登録料は、次のとおりとする。

登録料 10,000円

3 一般会員が登録料を納付した後、3年毎に納付する更新料又は JCR 限定登録カイロプラクターが納付する更新料は、次のとおりとする。但し、更新料を納付する際は、当法人が指定する単位を取得していなければならない。

更新料 10,000円

(賛助会員の会費)

第2条

賛助会員の会費は、年額を次のとおりとする。団体会員は、5口まで加入することができる。

(1) 団体 1口 20,000円

(2) 個人 1口 10,000円

(会費の納入)

第3条

当法人の会員は、会員規程第2条第3項に基づき、理事会による入会決定通知を受けた日から1か月以内に会費を納入しなければならない。

(会費の滞納)

第4条

一般会員（JCR 認定登録カイロプラクター）は、会費の納入期限（認定登録の有効期限満了日から1か月後）までに会費を納入しなければならない。

2 前項の納入期限を経過して会費を納入する場合、当該一般会員は、更新手続にあたり延滞料として金5,000円を納入しなければならない。

3 認定登録の有効期限満了日から6か月以上を経過した場合、当該一般会員は、有効期限満了

日から1年間、認定登録の更新を行うことができない。

4 一般会員（JCR 認定登録カイロプラクター）が、正当な理由なく会費を6か月以上滞納した場合、JCR 認定登録カイロプラクターとしての会員資格を喪失し、自動的に JCR 限定登録カイロプラクターへ移行する。

5 賛助会員が、正当な理由なく会費を6か月以上滞納した場合、賛助会員としての会員資格を喪失する。

（改廃）

第5条

本規程を改廃する場合は、評議員会の決議を経て行うものとする。

附則

本規程は2023年8月1日より実施する。

2026年3月11日一部改定。